

第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 避難行動要支援者対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当)
第1 職員の動員配備	●			総務対策部 、各対策部
第2 警戒活動	●			総務対策部総務課
第3 災害警戒本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第4 災害対策本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第5 災害対策本部の運営	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【風水害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表された場合 ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集、警戒	総務課 [防災担当職員]
警戒配備 (警戒本部)	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集・伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川警戒水位の対応	警戒活動及び災対本部準備職員 約10%の職員 ※消防本部、消防団
第1配備 (災対本部)	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 市内巡廻 ・ 被害調査 ・ 局所的な応急対策活動 ・ 河川特別警戒水位の対応	本部会議全員 約25%の職員 ※消防本部、消防団
第2配備 (災対本部)	○ 市内の数箇所で被害が発生する恐れがある場合、或いは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・ 応急対策活動	約半数の職員 ※消防本部、消防団
第3配備 (災対本部)	○ 市内の全域に被害が発生する恐れがある場合、或いは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・ 応急対策活動	職員全員 ※消防本部、消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

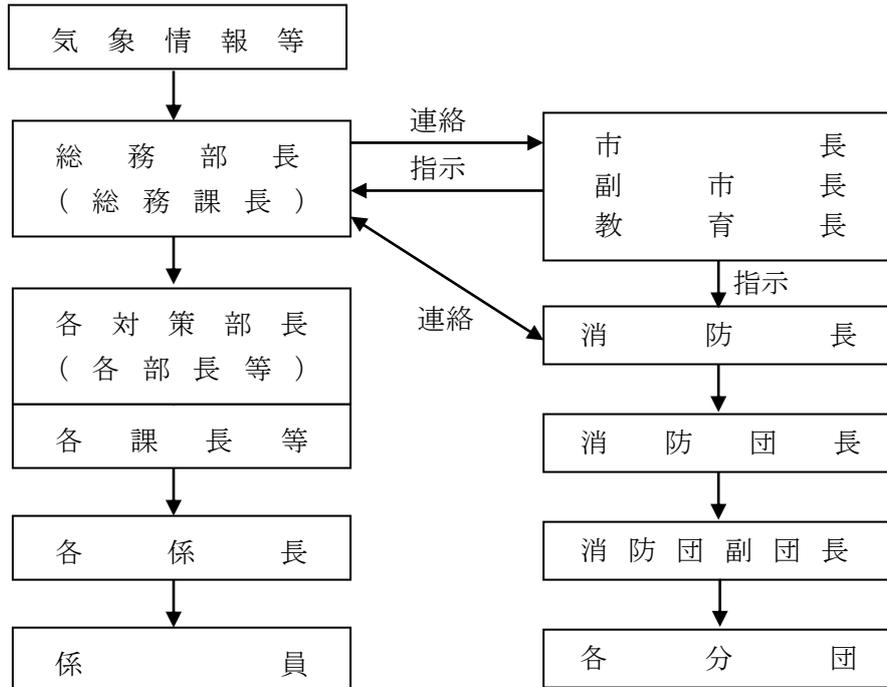
※ 出勤予定者は、各課等で予め決めておく。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



※市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場及び地域対策支部等に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

4 参集の報告

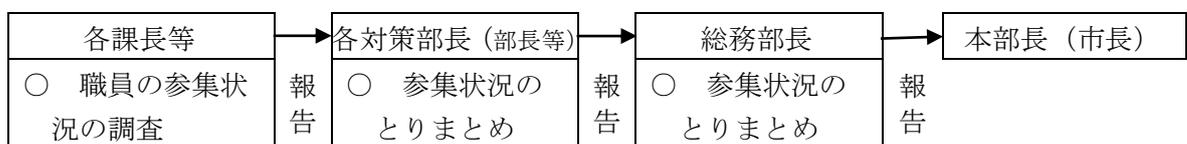
参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとり集めた後、本部（総務課）に報告する。

※ 別途様式 1-1 参集記録票

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 1-3 職員動員要請書

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各対策部長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。 ※ 別途様式 1-4 職員動員要請書

第2 警戒活動

1 警戒活動

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課）を注意配備として配備する。

■注意配備の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表されたとき
- その他総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制として、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒
- 洪水予警報等の情報収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策部（各班）の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合
- その他総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位	建設部長	第2順位	総務課長	第3順位	建設課長
------	------	------	------	------	------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 河川警戒水位の対応
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、柳川庁舎内庁議室に置く。
- 柳川庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

三橋庁舎	大和庁舎	消防本部
------	------	------

2 地域対策支部（大和庁舎、三橋庁舎）

地域対策支部（以下「支部」という。）は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

大和庁舎長及び三橋庁舎長は、支部に、事前指名された支部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、支部担当職員等は本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

■地域対策支部の活動内容

- 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は庁舎長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■現地本部長の行為

- 避難準備・高齢者等避難開始の発表
- 避難勧告・指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（緊急）（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

4 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、一斉連絡システムによる携帯電話への連絡等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市民等	○ 防災行政無線、広報車、県防災メール・まもるくん、災害情報発信システム、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 建設部長
----------	-----------	-----------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

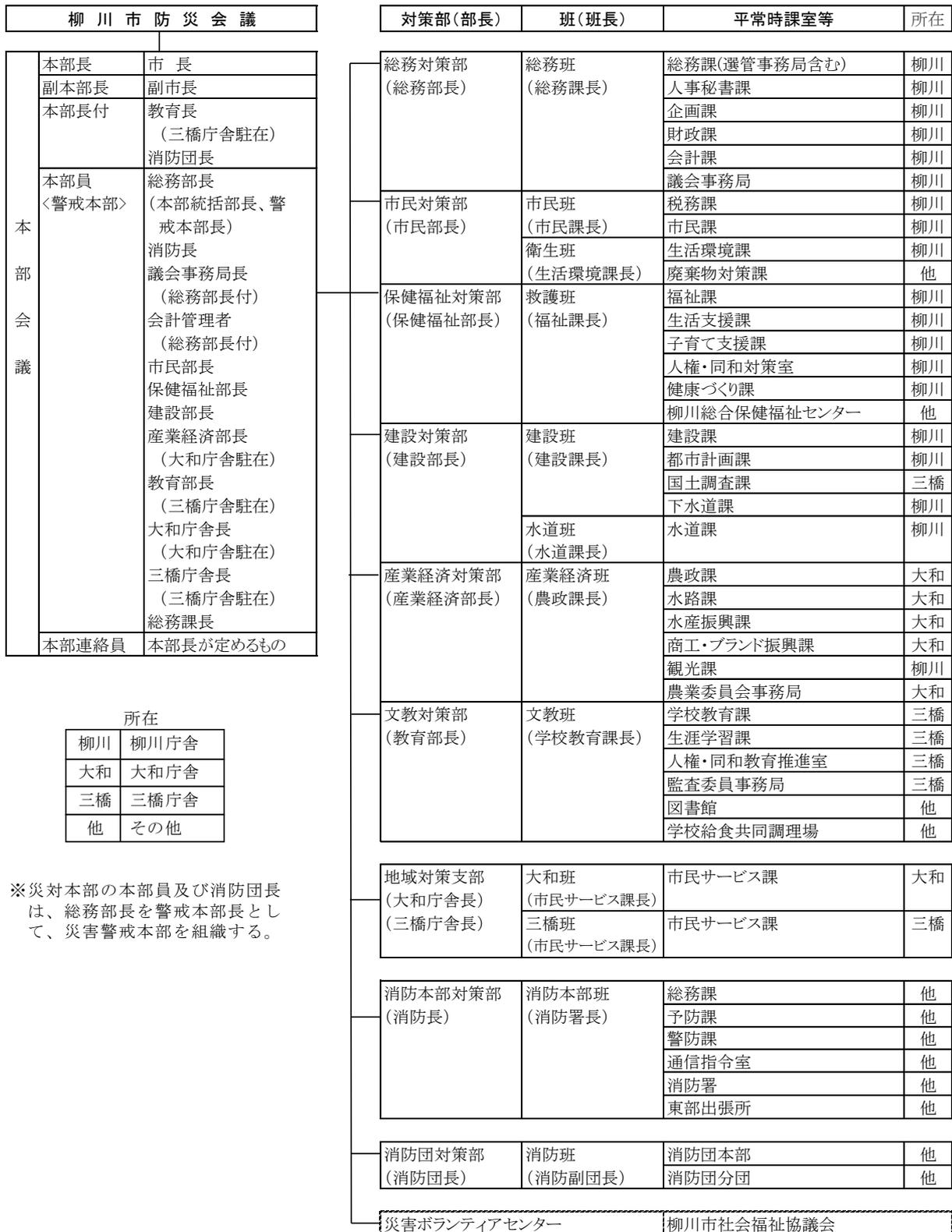
ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本 部 長	市長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 長 付	教育長 消防長、消防団長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本 部 員	各部長、課長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
本 部 連 絡 員	対策部のうちから本部長が定める。	○ 各対策部と連携し、災害対策本部の事務連絡等に従事する。
班 員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「**■柳川市災害対策本部組織図**」に示す。

■柳川市災害対策本部組織図



3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 総務課
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難の勧告・指示(緊急) ○ 災害救助法の適用 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

※ 別途様式 1-5 腕章

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗等を掲示する。

※ 別途様式 1-6 自動車標旗

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○ 災害対策本部	○ 応援部隊集結地	○ 福祉避難所
○ 地域対策支部	○ 救護所	○ 遺体安置所
○ 現地災害対策本部	○ 災害対応病院（市指定）	○ 給水所
○ プレスセンター	○ 臨時ヘリポート	○ 物資集積拠点
○ 災害相談窓口	○ 避難所	○ ボランティアセンター

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■柳川市災害対策本部の分掌事務（班別）」のとおりである。なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■柳川市災害対策本部の分掌事務（班別） その2

対策班	所 属		時期区分		分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	主幹課・係	
			初 動	応 急			復 旧
救護班	保健福祉部	福祉課 生活支援課 子育て支援課 人権・同和対策室 健康づくり課 柳川総合保健福祉センター	●		ボランティアの活動支援	福祉課	
			○		救急活動	健康づくり課	
			●		医療救護所の設置	健康づくり課	
			●		保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整	健康づくり課	
			●		医療救護活動	健康づくり課	
			●		医薬品、資機材の確保	健康づくり課	
			●		被災者の健康と衛生状態の管理	健康づくり課	
			○		職員の衛生管理	健康づくり課	
				●	心のケア対策	健康づくり課	
			●		避難誘導	福祉課	
			●		避難行動要支援者の安全確保、安否確認	福祉課	
			●		避難所の避難行動要支援者に対する応急支援	福祉課	
			●		福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送	福祉課	
				●	避難行動要支援者への各種支援	福祉課	
				○	福祉仮設住宅の供給	生活支援課	
				●	避難行動要支援者への福祉仮設住宅での支援	福祉課	
			●		相談窓口の設置	福祉課	
			●		災害救助法の適用	福祉課	
				●	災害救助費関係資料の作成、報告	福祉課	
				○	応急仮設住宅の入居者選定	生活支援課	
				●	被災地の防疫	健康づくり課	
			●		納棺用品等の確保	生活支援課	
			●		遺体の処理、検案	生活支援課	
			●		遺体の収容、安置	生活支援課	
			●		遺体の埋葬	生活支援課	
			●		保育所児童の安全確保、安否確認	子育て支援課	
				●	応急保育	子育て支援課	
建設班	建設部	建設課 都市計画課 国土調査課 下水道課	●		水害の警戒活動	建設課・維持係	
			●		土砂災害の警戒活動	建設課・維持係	
				●	民間建物等の被害調査	建設課・建築係	
			●		交通情報の収集、道路規制	建設課・維持係	
			●		道路交通の確保	建設課・維持係	
				●	福祉仮設住宅の供給	建設課・住宅管理係	
			●		被災建築物の応急危険度判定	建設課・建築係	
			●		被災宅地の危険度判定	建設課・建築係	
				●	応急仮設住宅の建設等	建設課・建築係	
				●	応急仮設住宅の入居者選定	建設課・住宅管理係	
				●	空屋住宅への対応	建設課・住宅管理係	
				●	被災住宅の応急修理	建設課・住宅管理係	
			●		住家、河川等の障害物の除去	建設課・維持、河川係	
			●		污水管渠、污水处理施設の応急対策	下水道課・建設係	
●		道路の警戒活動	建設課・維持係				
水道班		水道課	●		水害の警戒活動	水道課	
			●		給水需要の調査	水道課	
			●		飲料水の確保、供給	水道課	
			●		水道施設の応急対策	水道課	
			●				
産業経済班	産業経済部	農政課 水路課 水産振興課 商工・ブランド振興課 観光課	●		水害の警戒活動	水路・農政課	
			●		土砂災害の警戒活動	水路課	
			●		海上交通情報の収集	水産振興課	
			●		海上交通の確保	水産振興課	
			●		旅行者、滞在者の安全確保	観光課	
	農業委員会	農業委員会事務局		●		住家、河川等の障害物の除去	水産・水路課
				●		家畜の防疫	農政課
				●		動物の保護、収容	農政課
				●		堤防、水路の応急修理	水路課
				●			

■柳川市災害対策本部の分掌事務（班別） その3

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	主幹課・係
			初動	応急	復旧		
文教班	教育部 監査委員	学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育推進室 図書館 学校給食共同調理場 監査委員事務局	○			臨時ヘリポートの設置	学校教育課
			●			避難誘導	図書館・監査事務局
				○		避難所の運営	生涯・学校・人権
				●		炊き出しの実施	学校給食調理場
			●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	学校教育課
					●	応急教育	学校教育課
					●	文化財対策	生涯学習課
大和班 三橋班	大和庁舎 三橋庁舎	市民サービス課	○			災害応急対策全般の調整	総務地域係
			○			水害の警戒活動	総務地域係
			○			土砂災害の警戒活動	総務地域係
			○			住民組織（自主防災組織等）との連絡	市民係（戸籍）
			○			本部長指示による被災地の現地調査	総務地域係
			○			市域の災害情報のとりまとめ	市民係（戸籍）
			●			相談窓口の設置	総務地域係
			●			行方不明者名簿の作成	市民係（戸籍）
			●			避難誘導	市民係（税）
				○		避難所の運営	市民係（税）
					●	遺体の埋葬許可書の発行	市民係（税）
消防本部班	消防本部	総務課 予防課 警防課 通信指令室 消防署 東部出張所	○			洪水予警報、水防警報の収集伝達	消防本部
			●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整	消防本部
			●			行方不明者名簿の作成	消防本部
			●			行方不明者の捜索	消防本部
			●			救助活動	消防本部
			●			救急活動	消防本部
			●			消火活動	消防本部
			●			避難誘導	消防本部
			●			臨時ヘリポートの設置	消防本部
			●			遺体の捜索	消防本部
消防班	消防団	消防団本部 消防団分団	●			水害の警戒活動	総務課消防団係
			○			土砂災害の警戒活動	総務課消防団係
			●			行方不明者の捜索	総務課消防団係
			●			救助活動	総務課消防団係
			○			救急活動	総務課消防団係
			●			消火活動	総務課消防団係
			●			避難誘導	総務課消防団係
			●			住家、河川等の障害物の除去	総務課消防団係
			●			遺体の捜索	総務課消防団係
各班共通						部課内職員の動員配備調整、安否確認	
						所管施設、所管事項の被害調査、応急対策	
						対策本部への報告	
						対策本部内の相互応援	
						所管事項に関する民間事業者等への協力要請	

注1) 時期区分(目安)で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に、主に対処する事務である。

2) ●は主担当、○は副担当を示す。

■柳川市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	柳川庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する；三橋庁舎、大和庁舎、消防本部）
	地域対策支部	大和庁舎、三橋庁舎
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	柳川市民三橋グラウンドほか
	災害ボランティアセンター	柳川総合保健福祉センター「水の郷」
医療救護	地域災害医療情報センター	南筑後保健福祉環境事務所
	医療救護所	第二次避難所等
	緊急集中救護所	(財)柳川病院
	地域災害拠点病院	大牟田市立総合病院、 久留米大学病院、聖マリア病院
交通輸送対策	緊急輸送道路	P127「■緊急輸送道路の指定状況」参照
	物資集配拠点	—
	臨時ヘリポート	柳川市学童農園むつごろうランド 柳川市民大和グラウンド 柳川市民有明総合グラウンド 柳川市民三橋グラウンド
避難対策	避難所	資料編 2-10避難所一覧参照
避難行動要支援者対策	福祉避難所	資料編 2-10避難所一覧参照 資料編 2-12福祉施設一覧参照 資料編 2-14医療機関一覧参照
生活救援	市備蓄倉庫	市庁舎、学校等
	給水拠点	第二次避難所ほか
	炊き出し場所	給食センター、第二次避難所、学校の家庭科室、 公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	—
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	—
水防対策	水防（資機材）倉庫	城内防災センター、大和干拓、大和町中島、 大和庁舎、大和町番所、三橋町垂見

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 通信体制の確保	●			総務班 、大和・三橋班、関係各班
第2 気象情報、河川情報等の監視	●			総務班 、消防本部班、建設班
第3 気象情報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班
第4 洪水予報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班、建設班
第5 水防警報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班、建設班
第6 異常現象発見時における措置	●			総務班 、消防本部班

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

総務班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信先
通信系	防災行政無線（同報系）	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、現場職員
	個別受信機	区長等
	緊急速報メール	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、現場職員
	一般加入電話・携帯電話・ファックス	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、防災関係機関等、県、他市町村、現場職員
	パソコン・携帯電話メール配信	本部、支部、各班、消防本部、防災関係機関等、県、他市町村
	災害時優先電話	本部、支部、消防本部、防災関係機関等、県、他市町村
	県防災メールまもるくん	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民
	災害情報発信システム	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民
	災害対応情報ネットワークシステム	本部、支部、消防本部
防災行政無線（移動系）、消防防災無線等	本部、支部、各班、消防本部、現場職員	
口頭	連絡員による伝令（文書携行）	各班、防災関係機関等

2 窓口の統一解釈

総務班は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

■柳川市の災害時優先電話

番号	設置場所	指定電話	電話番号
1	柳川庁舎	庁舎代表番号	73-8115
2	柳川庁舎	庁舎代表番号	73-8116
3	柳川庁舎	市長室	73-5150
4	柳川庁舎	庁議室	73-8800
5	柳川庁舎	人事秘書課	74-1374 (FAX)
6	柳川庁舎	記者クラブ	74-1328 (FAX)
7	大和庁舎	庁舎代表番号	76-1170 (FAX)
8	三橋庁舎	庁舎代表番号	73-8405 (FAX)

※各班からは0番から相手先番号を発信すれば代表番号を通してつながる。

3 代替通信機能の確保

総務班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、非常・緊急通話の利用を申し込む。

■非常・緊急通話の利用方法

- | |
|------------------------------|
| ① 非常扱い通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。 |
| ② 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等。 |
| ③ 相手の電話番号及び伝える内容等。 |

(2) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

■利用できる主な通信設備

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 県（防災行政無線） | <input type="radio"/> 福岡管区気象台 | <input type="radio"/> 九州旅客鉄道株式会社 |
| <input type="radio"/> 警察 | <input type="radio"/> 第七管区海上保安部 | <input type="radio"/> 九州電力株式会社 |
| <input type="radio"/> 九州地方整備局 | <input type="radio"/> 大阪航空局 | <input type="radio"/> 自衛隊 |

(3) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(4) アマチュア無線の協力要請

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

4 市民への周知

総務班は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ及び津波等による被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は指示（緊急）を実施することが予想される場合、市民に対し避難準備等を周知する。

■活動内容

- 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 気象情報、河川情報等の監視

総務班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

特に、気象庁、国土交通省、福岡県等のホームページにより、大雨や台風のレーダ観測、河川の水位、カメラ画像、ダムの状況などをリアルタイムで情報収集する。

なお、福岡管区気象台の注意報・警報（気象情報）の細分区域では、本市は福岡県筑後地方筑後南部に該当する。

■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
気象情報 (気象庁)	警報 ・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒・注意を喚起するために発表する。	
	大雨警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
	洪水警報 ・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
	高潮警報 ・注意報	低気圧による海面の吸い上げ、強風による海面の吹き上げ等による海面の異常な上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある。	低気圧、強風、満潮、異常潮*の重複に注意
	重要変更	大雨警報発表中で、特に警戒が必要な場合に、注意警戒文に「重要変更！」と記述したあとに「キーワード」を用いて警報の切り替えを発表。	重大な土砂災害の危険性が高いときに「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」という説明が加わる。洪水への影響もある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したこと。	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完。	

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
	海上警報	海上を航行する船舶の安全のため、各警報の発表基準に達しているか、または24時間以内に達する予想。	有明海；長崎海洋気象台 警報の種別の他にその原因となる台風や低気圧、前線の位置など
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の西側近傍を通る場合は、風雨が特に強くなる。
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	豪雨による内水氾濫や崖崩れへの影響
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）	広域の豪雨となる可能性
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨となる可能性
河川情報（国土交通省）	レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（10分間の平均値を時間雨量へ換算）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れへの影響
（国土交通省又は県と気象庁の共同）	洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあると認めたとときに発表。	対象量水標は、小湊・荒瀬・片ノ瀬・瀬ノ下（筑後川）、船小屋・浦島橋（矢部川）に設置
（国土交通省、県）	水防警報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。	筑後川、矢部川、沖端川、有明海沿岸が対象
	テレメタ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	
	テレメタ水位	河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、（特別）警戒水位、危険水位を越える可能性
	監視カメラ	沖端川松原橋、新村橋	
県	ダム観測データ	ダム観測情報の実況	日向神ダム等の貯水位、流入量、放流量、時間雨量、累加雨量

※異常潮：夏場から秋にかけての平常潮位が高い時期に異常潮位が発生し、低気圧などの通過が重なりと更に潮位が上昇する現象。

※ 資料編 2-1 雨量観測所一覧表

※ 資料編 2-2 水位観測所一覧表

第3 気象情報の収集伝達

1 気象警報・注意報

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報を市町村単位で発表する。

なお、警報・注意報の細分区域は、県内では福岡地方、北九州地方（北九州遠賀、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部、筑後南部）に区分され、本市は筑後地方筑後南部に該当する。

総務班は、気象情報の収集・伝達を行う。

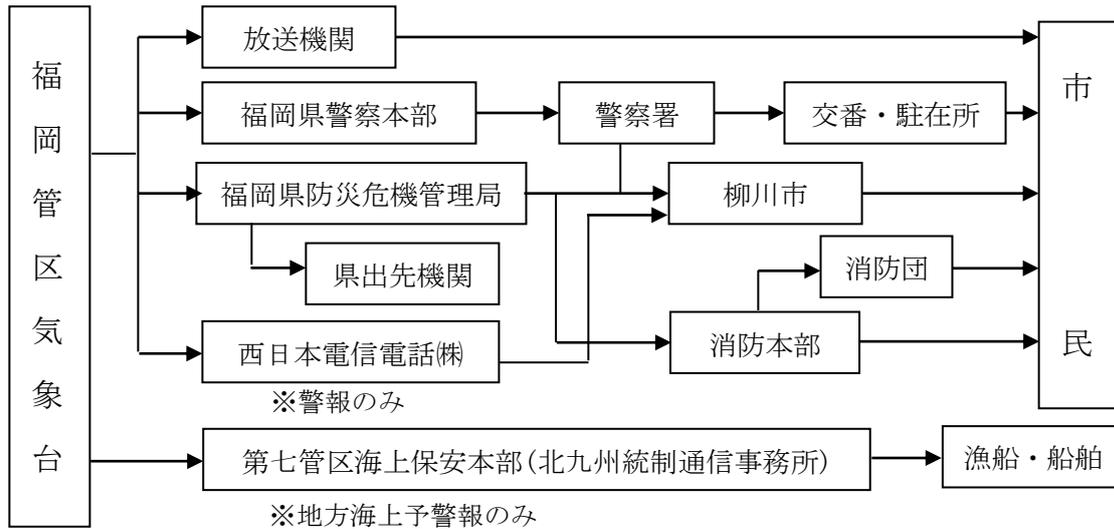
※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■注意報・警報等の定義及び種類

注意報	○ 県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区气象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷(雪)注意報・霜注意報・低温注意報
			高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報・浸水注意報※・地面現象注意報※
警報	○ 県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区气象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
			高潮警報・波浪警報・洪水警報・浸水警報※・地面現象警報※
気象情報	○ 気象官署が気象等の予報に係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区气象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。		

※表題を出さずに気象注意報、警報に含めて行う。

■気象情報の伝達系統



2 火災気象通報

福岡管区气象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、气象台から通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

■通報の基準

○ 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7 m/s以上吹く見込みのとき
○ 平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨、積雪中は通報しないこともある。)

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

■警報の基準

○ 県知事から火災気象通報を受けたとき
○ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第4 洪水予報の収集伝達

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象庁長官（福岡管区気象台）は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第1項）

■水防活動の注意報・警報発表基準【柳川市】

発表官署：福岡管区気象台

予報名	注意報	警報
予報名	注意報	警報
高潮 (潮位：TP上標高)	潮位 3.2m	潮位 3.5m
大雨	表面雨量指数基準：17 土壌雨量指数基準：127	表面雨量指数基準：29 土壌雨量指数基準：－
洪水	流域雨量指数基準：花宗川流域=6.9, 沖端川流域=4.5, 塩塚川流域=2.4, 二ツ川流域=2	流域雨量指数基準：花宗川流域=8.7, 沖端川流域=5.6, 塩塚川流域=3, 二ツ川流域=2.6
	複合基準：矢部川流域=(9, 30.2), 花宗川流域=(13, 6.8), 沖端川流域=(6, 4.2), 塩塚川流域=(6, 2), 二ツ川流域=(6, 2)	複合基準：矢部川流域=(9, 42.4) 沖端川流域=(9, 5.2)

※TPは東京湾平均海面の基準面として測った潮位

※表面雨量指数は降雨が地表面に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※土壌雨量指数は降雨が土壌に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※流域雨量指数は上流域を含めた降水と地域特性から洪水の規模とピーク時刻を推定する指標

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

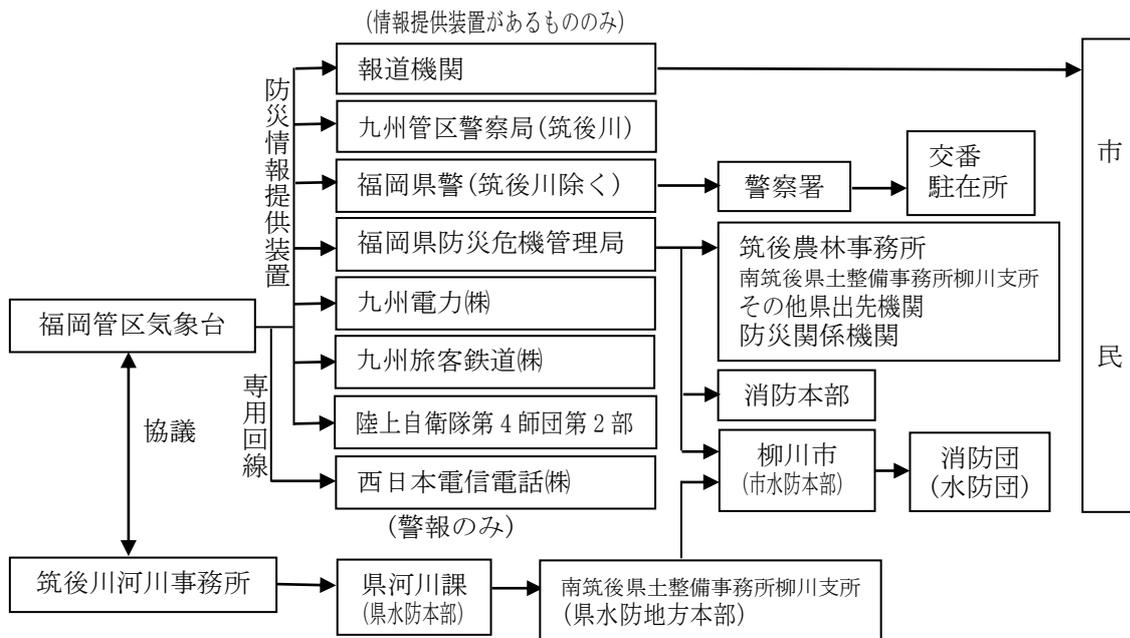
福岡管区気象台は、筑後川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）と共同して筑後川及び矢部川の洪水警報や洪水注意報を発表する。洪水のおそれがあると認められるとき、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して、河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

河川事務所は河川の水位や流量の予測を、気象台は雨量の予測を行う。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
筑後川	筑後川 上中流部	(筑後川) 左岸：大分県日田市大字高瀬字小シマ1138番地2地先 ～福岡県久留米市東櫛原町東櫛原地先 右岸：大分県日田市三芳小判町121番地先 ～福岡県久留米市高野町高野地先	小 湊 荒 瀬 片ノ瀬
		(庄手川) 筑後川からの分派点～筑後川への合流点	小 湊
筑後川	筑後川 下流部	(筑後川) 左岸：福岡県久留米市東櫛原町東櫛原地先～海 右岸：福岡県久留米市高野町高野地先～海	瀬ノ下
		(早津江川) 左岸：福岡県大川市大字大野島字服部開5番1地先～海 右岸：佐賀県佐賀市諸富町大字為重字石塚搦17番地先(筑後川分 派点)～海	瀬ノ下
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬字堤谷739番2地先～海 右岸：福岡県八女市大字矢原字二ノ辻561番地1地先～海	船小屋 浦島橋

■洪水予報の伝達系統



3 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（福岡管区気象台）と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

福岡県においては、御笠川が指定されているが、本市域に該当指定河川はない。

4 洪水予報の種類および内容

■洪水予報の種類および内容（筑後川、矢部川）

種 類	内 容
洪水警報	○ 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超えることが予想される時
洪水注意報	○ 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が警戒水位を超えることが予想される時
洪水情報	○ 洪水に関して洪水注意報または警報以外に関係機関または一般に知らせる必要があるとき ○ 洪水注意報・警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とする時

第5 水防警報の収集伝達

1 水防警報の種類

国土交通大臣、県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する。（水防法第16条第1項）

県知事は、水防警報をしたとき、国土交通大臣より通知を受けたとき、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を市長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第3項）

水防警報の通知を受けた市長は、関係住民に連絡するとともに、関係各課、水防団及び消防本部を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■水防警報の種類及び発表基準

(段階) 区分	発表基準			市への指示等
	河川	海 岸	内 容	
(第1) 待機	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき	台風情報により台風接近が確実になったとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	直ちに水防機関が出動できるように待機すること
(第2) 準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと
(第3) 出動	洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき	高潮水位に達し、なお潮位上昇及び波浪が激しくなると思われるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
警戒	洪水警報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき		出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの
(第4) 解除	警戒水位下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	高潮水位を下り、再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防機関の出動態勢の解除

注) 柳川水防地方本部、市水防本部の設置及び解除については、確実に伝達しておくこと。

2 特別警戒水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位情報周知河川）については、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定する。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が特別警戒水位に到達した場合には、九州地方整備局（河川事務所）は、その旨を知事（県河川課）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第1項）

水防本部（県河川課）は、河川事務所からその旨の通知を受けた場合、直ちに柳川水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）へ通知、水防地方本部は水防管理者（市長）へその受けた通知に係る事項を通知する。（水防法第13条第3項）

知事が指定した河川について、河川の水位が特別警戒水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

3 国土交通大臣が水防警報を行う河川（筑後川河川事務所）

■河川及び区域

水系名	河川名	区 域	対象基準水位観測所
筑後川	筑後川	左岸：福岡県うきは市浮羽町三春～海 右岸：福岡県朝倉市杷木林田～海	荒瀬、瀬ノ下、片ノ瀬 若津（高潮）
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬～海 右岸：福岡県八女市矢原～海	船小屋 浦島橋（高潮）

■水防警報対象基準水位観測所及び発令条件

河川	観測所	待機	準備	出動	警戒	待機	解除
筑後川	荒瀬	水防団待機水位(3.40m)に到達したとき	水防団待機水位(3.40m)を超過し、今後、はん濫注意水位(5.00m)超過が予測される時	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測される時	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意水位(5.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測される時	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されない時
	片ノ瀬	水防団待機水位(5.40m)に到達したとき	水防団待機水位(5.40m)を超過し、今後、はん濫注意水位(6.70m)超過が予測される時	はん濫注意水位(6.70m)を超過し、今後、水位上昇が予測される時	はん濫注意水位(6.70m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意水位(6.70m)を低下したが、再度、水位上昇が予測される時	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されない時
	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に到達したとき	水防団待機水位(3.50m)を超過し、今後、はん濫注意水位(5.00m)超過が予測される時	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測される時	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意水位(5.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測される時	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されない時
	若津（高潮）	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、氾濫注意潮位(4.50m)超過が予測される時	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別警報が発令され、観測所潮位がはん濫危険水位(5.05m)を超えたとき	台風等の影響により、はん濫注意潮位(4.50m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意潮位(4.50m)を低下したが、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測される時	潮位が低下し、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されない時
矢部川	船小屋	水防団待機水位(4.50m)に到達したとき	水防団待機水位(4.50m)を超過し、今後、はん濫注意水位(6.00m)超過が予測される時	はん濫注意水位(6.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測される時	はん濫注意水位(6.00m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意水位(6.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測される時	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されない時
	浦島橋（高潮）	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風等の影響により、今後、はん濫注意潮位(7.50m)超過が予測される時	台風等の影響により、はん濫注意潮位(7.50m)を超過し、今後、潮位上昇が予測される時	台風等の影響により、はん濫注意潮位(7.50m)を超過し、災害が発生するおそれがある時	はん濫注意潮位(7.50m)を低下したが、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測される時	潮位が低下し、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されない時

《若津観測所当面の対応》

若津観測所の倒壊に伴い復旧するまでの間は閉局とし、代替として近傍（600m 下流）の花宗水門外水位により監視を行う。台風接近により、高潮注意報等が発令され、天体潮位と偏差が大きく見られる場合は、事務所から関係機関に対し潮位情報について情報提供する。

■水防警報対象基準水位観測所

（単位：m）

河川名	観測所名	所在地	観測種別	零点高 (TP)	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防設計水位	過去最高水位
筑後川	荒瀬	うきは市浮羽町三春	テレメータ	37.72	3.40	5.00	5.90	6.30	10.43	7.35
	片ノ瀬	久留米市田主丸町菅野		4.95	5.40	6.70	7.80	8.50	12.82	10.07
	瀬ノ下	久留米市瀬下町字浜町上		1.81	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78	8.84
	若津(高潮)	大川市大字向島		-1.94	-	4.50	-	5.05	-	5.92
矢部川	船小屋	筑後市船小屋	5.69	4.50	6.00	7.80	8.40	9.53	9.76	
	浦島橋(高潮)	柳川市大和町中島	-4.02	7.00	7.50	-	8.11	9.00	8.81	

※過去最高水位は1時間水位の観測所読み値

4 県知事が水防警報を行う河川（南筑後県土整備事務所柳川支所）

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象量水標	第1段階待機	第2段階準備	第3段階出動	第4段階解除
沖端川	新村橋	はん濫注意水位(4.4m)に達すると思われるとき	はん濫注意水位(4.4m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(4.4m)に達し、なお上昇の見込のあるとき	はん濫注意水位(4.4m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位 (m)								備考	
				零点高	堤防高		水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険	既往最高		
					左岸	右岸					水位		年月日
花宗川	下田橋	柳川市蒲生	普通常時	1.00	2.90	3.10	1.20	1.50	—	2.50	3.90	S28.6.26	
山の井川	十間橋	三潴郡大木町大字福土	テレメーター	-0.10	4.30	4.30	—	3.00	—	3.70	4.40	S55.8.30	
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	テレメーター	1.90	6.37	6.30	3.70	4.40	5.00	5.30	6.29	H24.7.14	

注1) 水防団待機水位；各水防機関が準備をする水位で水防団体等の待機の指標となる水位

注2) はん濫注意水位；水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

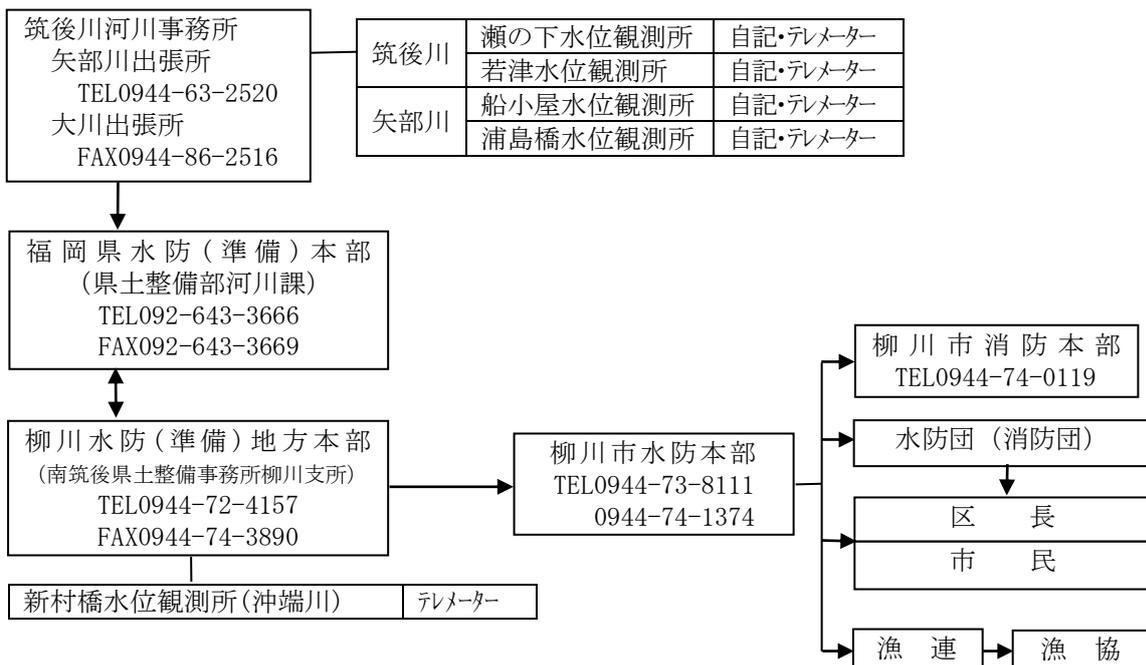
注3) 避難判断水位；避難勧告等の指標となる水位

注4) はん濫危険水位；氾濫の起こる恐れがある指標となる水位

5 水防警報の伝達系統

柳川水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）は、柳川市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。総務班は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、消防団、水防関係機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■連絡通信系統



6 水防信号

市が用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警報水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止 (1点打)	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第2信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○ ○-○ ○-○ (3点打)	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (4点打)	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 (約10秒) ○ -
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○ - 休止 ○ -

- (注) 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第6 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防署員）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区气象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報する。

■異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区气象台	(092) 725-3609	
・福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用 内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
・福岡県警察本部	(092) 641-4141	
・第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

第3節 被害情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 警戒活動	●			総務班 、 建設班 、 産業経済班 、 関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班 、 関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 水害の警戒活動

総務班、建設班、水道班、産業経済班及び消防班は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

- ※ 資料編 1-3 重要水防箇所（河川）一覧表
- ※ 資料編 1-5 重要水防箇所（海岸）一覧表
- ※ 資料編 2-4 水門施設一覧表
- ※ 資料編 2-5 樋門施設一覧表
- ※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、漁港・港湾等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水位(m)				避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
			水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険			
筑後川	瀬ノ下	久留米市瀬下町字浜町上	3.50	5.00	6.80	7.10	はん濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位に到達し、破堤の恐れがあるとき
筑後川	若津 ※	大川市大字向島	—	4.50	—	5.05			
矢部川	船小屋	筑後市船小屋	4.50	6.00	7.80	8.40			
矢部川	浦島橋※	柳川市大和町中島	7.00	7.50	—	8.11			
花宗川	下田橋	柳川市蒲生	1.20	1.50	—	2.50			
山の井川	十間橋	三潞郡大木町大字福土	—	3.00	—	3.70			
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	3.70	4.40	5.00	5.30			
二ツ川	散田	柳川市三橋町散田	2.20	2.40	—	3.20			

※は高潮に関する水位。

(2) 水防活動体制

水防管理者（市長）は、水防法第16条第3項の規定により水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）より水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定めるところにより、柳川庁舎に水防本部を置き、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

※ 別途 柳川市水防計画書参照

■水防配備基準

配備	配備区分	配備時期	体制の内容
水防警戒本部	警戒配備	○ 水防本部が設置されるまでの間で総務部長が必要と認めたとき	初動体制の確立
水防本部	第1非常配備	○ 今後気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の召集その他活動ができる体制
	第2非常配備	○ 水防事態の発生が予想され、数時間以内に水防活動の必要が予想される時 ○ 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる体制
	第3非常配備	○ 水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり第2非常配備体制では処理しかねると予想される時 ○ 水防警報の「出動」が発せられたとき	完全な水防体制

(3) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門、樋門、排水機場等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて適正な措置を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉、排水機の運転等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(4) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは南筑後県土整備事務所柳川支所、関係業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒活動

総務班、建設班及び産業経済班は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

■警戒体制の雨量の目安と対応

体制	雨量の目安	対 応
第1次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日に日雨量が50ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定
第2次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難勧告・指示（緊急）

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 2-1 被害発生状況連絡票

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 班 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総 務 班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

■収集項目

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）	⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑧ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑨ 海上交通の運航・被災状況
④ 水害・土砂災害等の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
⑤ 避難の勧告・指示（緊急）の状況、 警戒区域の指定状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑥ 避難状況	⑫ 県への要請事項
	⑬ その他必要な被害報告

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

※ 別途様式 2-2 り災状況調査表（兼台帳）

※ 別途様式 2-3 世帯構成員別被害状況

■班別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
市民班	人的被害、住家被害
衛生班	廃棄物処理施設被害
救護班	医療施設被害、福祉施設被害
建設班	住家被害、道路・橋梁被害、河川被害、公園施設被害、下水道施設被害
水道班	水道施設被害
産業経済班	水路被害、農水産・観光施設被害、農産被害、水産被害、商業被害、工業被害
文教班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
消防本部班	人的被害、危険物施設被害

2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務班に報告する。

3 住家の調査

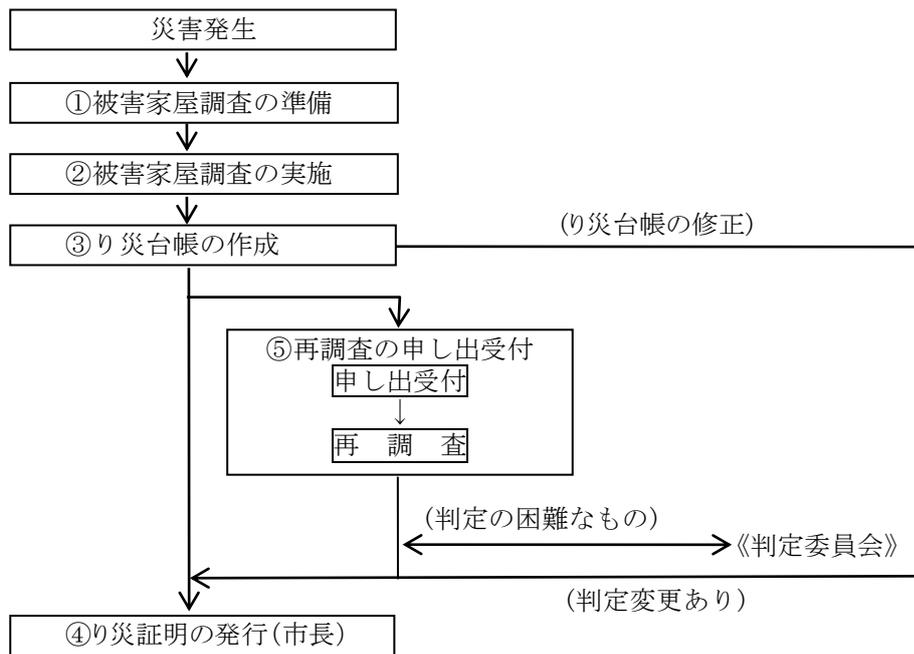
建設班及び市民班は、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成入力を行う。総務班は、り災証明書の発行を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

また、大規模災害時には地図情報システム（GIS）を活用して、被災地域の把握、作業の迅速化に努める。

なお、区長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、区内の被害状況や地理を案内する。

※ 別途様式 12-2 り災証明書

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
① 被害家屋調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ▽ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※ 市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ▽ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ▽ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
② 被害家屋調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③ り災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。
④ り災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋のり災証明書は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤ 再調査の申し出と再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※ なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥ り災証明に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

総務班は、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

また、総務班は、被害調査結果をもとに整理し、り災証明の基礎資料とする。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

第5 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

総務班は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

※ 別途様式 2-5 福岡県災害調査報告実施要綱(様式)

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生後、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都度報告 	第1号	電話又は ファクシミリ	県地方本部
被害状況報告 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告 	第2号		
被害情報報告 (詳報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、5日以内に報告 	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策終了後、15日以内に報告 	第3号	文書(2部)	県災害対策本部

■報告先

地方本部等連絡先	筑後農林事務所 総括班・農林班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0942-52-5642 0942-52-5927 78-803-701 1-78-803-760
	南筑後保健福祉環境事務所 防疫救護班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0944-72-2111 0944-74-3295 78-812-211
	南筑後県土整備事務所柳川支所 土木建築班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0944-72-4155 0944-74-3890 78-812-711 1-78-812-761
県連絡先	総務部防災危機管理局	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3113 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先		(平日 9:30~17:45) 防災情報室	(左以外) 宿直室
	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	03-5253-7526 03-5253-7536 79-048-500-7526 1-79-048-500-7536	03-5253-7777 03-5253-7553 79-048-500-7782 1-79-048-500-7789

3 関係機関への通知

総務班は、災害情報を取りまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※ 別途様式 2-4 火災・災害等即報要領(様式)

■ 消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機火災 ○ タンカー火災その他社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設での爆発、火災 ○ 放射性物質の漏えい ○ 放射性物質輸送車両の火災 ○ 核燃料物質等運搬中の事故 ○ 基準以上の放射線の検出
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故 <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川への危険物等の流出 ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報	死者及び行方不明者の合計が 15 人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	

第4節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 災害広報	●			<u>総務班</u> 、消防本部班、消防班、大和・三橋班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			<u>総務班</u>
第3 広聴活動	●			<u>総務班</u> 、救護班、大和・三橋班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
警戒期 災害発生直後	市防災行政無線 緊急速報メール サイレン・警鐘 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール 報道機関等への要請 その他	○ 避難の勧告・指示(緊急) ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食糧・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

総務班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県、又は緊急やむを得ないときは、NHK福岡放送局、RKB、KBC、FBS、TNC、TVQ、FM福岡、FM九州、CROSS FM、ラブエフエム国際の各放送局へ
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難の勧告・指示(緊急)や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

総務班は、報道機関に対して避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

総務班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

また、記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備する。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は人事秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

総務班は、救護班、大和班及び三橋班と連携して、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■対応事項

- 捜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第5節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			<u>総務班</u> 、消防本部班
第2 広域応援派遣要請	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第3 要員の確保	●			<u>総務班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>産業経済班</u> 、関係各班
第4 ボランティアの受入・支援		●		<u>救護班</u> 、社会福祉協議会
第5 海外からの支援の受入れ		●		<u>消防本部班</u> 、総務班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、県知事にその旨を通知するものとする。

■災害派遣の要件

- | |
|--|
| <p>① 公共性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。</p> <p>② 緊急性： 差し迫った必要がある。</p> <p>③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。</p> |
|--|

1 派遣要請依頼

総務班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

※ 別途様式 3-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第4師団長
久留米駐屯地	久留米市国分町	0942-43-5391	第4特科連隊長

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

<input type="checkbox"/> 被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難の援助	<input type="checkbox"/> 被災者の捜索救助
<input type="checkbox"/> 水防活動	<input type="checkbox"/> 消防活動	<input type="checkbox"/> 道路、水路の応急啓開
<input type="checkbox"/> 応急医療、救護、防疫	<input type="checkbox"/> 緊急輸送	<input type="checkbox"/> 炊飯、給水の支援
<input type="checkbox"/> 危険物の保安、除去	<input type="checkbox"/> 予防派遣	<input type="checkbox"/> その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

総務班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	<input type="checkbox"/> 作業箇所及び作業内容 <input type="checkbox"/> 作業の優先順位 <input type="checkbox"/> 資材の種類別保管（調達）場所 <input type="checkbox"/> 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	<input type="checkbox"/> 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	<input type="checkbox"/> 市が指定する場所（小中学校グラウンド等）
連絡窓口	<input type="checkbox"/> 総務班に連絡窓口を一本化する。 <input type="checkbox"/> 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 <input type="checkbox"/> 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

総務班及び消防本部班は、文教班と連携して、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。この場合に、ヘリポートの標示として、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。また、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2 市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

※ 別途様式 3-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第2 広域応援派遣要請

1 他市町村への応援要請

総務班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県への応援要請

総務班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

■県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

3 指定地方行政機関等への応援要請

総務班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）に対し、災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、その派遣について県知事に対し斡旋を求める。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋を求める場合は県防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<input type="checkbox"/> 派遣・斡旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成 13 年 12 月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図る。

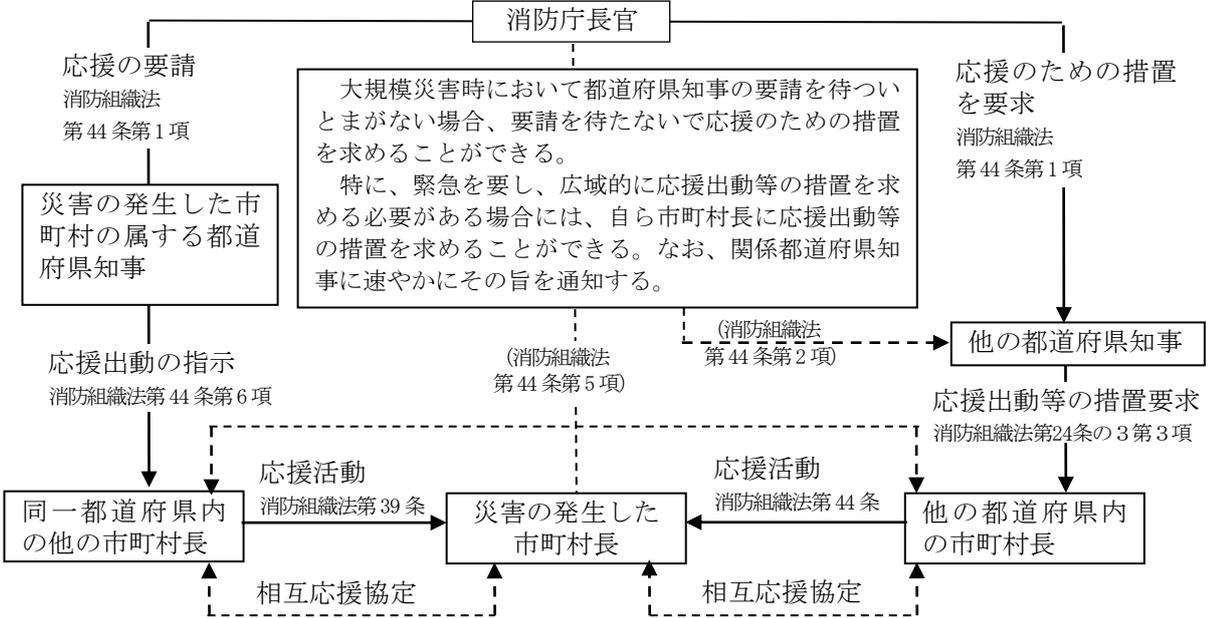
■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<input type="checkbox"/> 災害発生日時 <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害の種別・状況 <input type="checkbox"/> 人的・物的被害の状況 <input type="checkbox"/> 応援要請日時・応援要請者職氏名 <input type="checkbox"/> 必要な部隊種別 <input type="checkbox"/> その他参考事項

■確保すべき支援体制

- | | |
|--------|----------------------|
| ○ 情報提供 | ○ 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所 |
| ○ 通信運用 | ○ 補給体制 |

■応援要請系統図



5 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

総務班及び消防本部は、応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

■受け入れ準備

- | | |
|----------------|----------------|
| ○ 応援隊の活動拠点施設 | ○ 食料、資機材等の配付準備 |
| ○ 応援要員の宿舎場所の斡旋 | ○ その他 |

(2) 現場への案内

総務班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、関係各班が応援者の業務について対応する。

6 応援隊の撤収要請

総務班は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合において、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

総務班、救護班及び産業経済班等は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

種 別	担 当
○ 他対策部への職員動員要請	総務班
○ 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	総務班
○ 民間奉仕団（日赤奉仕団等）、婦人会、町内会等民間団体及びボランティアの協力動員	救護班、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター
○ 公共職業安定所による労働者の斡旋	産業経済班
○ 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	総務班

2 労務の配分

総務班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努める。

3 労働力確保の要請

産業経済班は、大牟田公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

① 必要労働者数	⑤ 賃金の額	⑨ 労働者の輸送方法
② 男女別内訳	⑥ 労働時間	⑩ その他必要な事項
③ 作業の内容	⑦ 作業場所の所在	
④ 作業実施期間	⑧ 残業の有無	

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要 請 先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

応急措置を実施するための緊急の必要がある場合、又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

	対象作業	対象者及び物件	執行者	根拠法令	
従事命令	災害応急対策及び救助作業	○ 医師、歯科医師、又は薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木業者、建築業者及びその従業者 ○ 地方鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送事業者及びその従業者 ○ 船舶運送事業者及びその従業者 ○ 港湾運送事業者及びその従業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第24号	
	災害応急措置	○ 住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にいる者	市長	災害対策基本法第65条	
	災害応急措置	○ その場に居合わせた者、その物の管理者、その他の関係者	警察官	警察官職務執行法第4条	
	消防作業	○ 火災の現場にある者	消防職(団)員	消防法第29条第5項	
	水防作業	○ 地域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	
協力命令	災害応急対策並びに救助作業	○ 住民及び現場付近に居合わせた者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第25条	
管理命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 病院、診療所、助産所 ○ 旅館、飲食店	県知事	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2項 災害救助法第26条	
使用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 土地、家屋、物資	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2号 災害救助法第26条	
保管命令	災害応急対策及び救助作業	○ 生産業者 ○ 集荷業者 ○ 販売、配給業者	○ 保管業者 ○ 輸送業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条
取用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 生産業者 ○ 集荷業者 ○ 販売、配給業者 ○ 保管業者	○ 輸送業者 ○ 物資を大量に 所有する者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条

注 1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注 2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注 3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

※ 別途様式 11-1 公用令書

※ 別途様式 11-2 公用変更令書

※ 別途様式 11-3 公用取消令書

6 記録

関係各班は、労務の供給について記録、保管し、総務班へ報告する。

※ 別途様式 11-4 奉仕団等受入れ記録簿

※ 別途様式 11-5 臨時雇上労務者勤務簿

第4 ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときには、市、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに柳川市災害ボランティアセンター（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市及び県は、災害ボランティアセンター及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図りつつ対応する。

1 災害ボランティアセンターの設置

救護班は、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ調整組織、活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を支援する。

災害ボランティアセンターは、福岡県災害ボランティア本部と相互に連携の上、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 (福岡県災害ボランティア連絡会、県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
災害ボランティアセンター (市社会福祉協議会、市)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動を支援する。

3 市のボランティア活動への支援

救護班は、総務班と連携し、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置・運営について、必要に応じ支援を行う。

■災害ボランティアセンターへの支援

- 災害ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- ※ 県は災害ボランティアセンターへの職員派遣について支援を行う。
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、災害ボランティアセンターに要望等を連絡する。

災害ボランティアセンターは、救護班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

救護班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

災害ボランティアセンターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を福岡県 NPO・ボランティア支援センター、報道機関やホームページ等を通じて公表する。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- 赤十字奉仕団
- 大学生等の学生・生徒
- 自治会委員
- 教職員
- 婦人会連絡協議会
- 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- 災害時避難支援者
- その他各種ボランティア団体

6 ボランティアへの対応

災害ボランティアセンターは、救護班、県災害ボランティア本部及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へボランティアを配置する。

各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

■一般ボランティアの活動分野

- 被災者家屋等の清掃活動
- 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- 避難所運営の補助
- 炊き出し、食料等の配布
- 救援物資等の仕分け、輸送
- 高齢者、障害者等の介護補助
- 被災者の話し相手・励まし
- その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5 海外からの支援の受入れ

消防本部は、総務班と連携し、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			救護班 、総務班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	救護班 、総務班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

救護班は、総務班と連携して、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指 標 と な る 被 害 項 目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市 40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※ 資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■救助の種類

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 医療及び助産 |
| ○ 被災住宅の応急修理 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 | ○ 遺体の搜索 |
| ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | ○ 遺体の処理及び埋葬 |
| | ○ 学用品の供与 |
| | ○ 障害物の除去 |

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

救護班は、総務班と連携して、関係各班に係る関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事に報告する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 行方不明者の搜索	●			消防本部班 、 消防班 、市民班、大和・三橋班
第2 救助活動の実施	●			消防本部班 、 消防班 、総務班
第3 救急活動の実施	●			消防本部班 、 消防班 、救護班
第4 消防活動の実施	●			消防本部班 、 消防班

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

1 行方不明者名簿の作成

市民班及び支部（大和班、三橋班）は、消防本部班と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、警察署に提出し連携する。

※ 別途様式 5-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

2 搜索活動

消防本部班及び消防班は、行方不明者名簿に基づき、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、総務班、消防本部班又は警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防本部班及び消防班等災害現場に派遣された者は、地域住民等から救助情報を収集し、消防本部班及び総務班に連絡する。

消防本部班は、総務班及び警察署等に通報された情報を収集し、管理する。

2 救助活動

消防本部班及び消防班は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助隊は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

※ 別途様式 5-2 り災者救出状況記録簿

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

なお、詳細は第3章 「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県の協力又は建設事業者団体等に出動を要請する。

船舶遭難等の海難が発生した場合は、船舶等により救護にあたるとともに、速やかに三池海上保安部に連絡し、その救助活動には全面的に協力する。

※ 別途様式 5-3 り災者救出用機械器具修繕簿

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部班及び消防班等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部班は、消防班及び救護班と連携し、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

※ 資料編 2-13 救急業務実施体制等の状況

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

消防本部班は、住民、警察署等から火災発生等の情報を収集する。

■収集する情報の種類

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 火災の発生状況 | <input type="radio"/> 無線通信の状況 |
| <input type="radio"/> 自治会、自主防災組織等の活動状況 | <input type="radio"/> 使用可能な消防水利の状況 |
| <input type="radio"/> 通行可能な道路の状況 | |

2 消火活動

消防本部班及び消防班は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- | |
|---|
| <input type="radio"/> 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。 |
| <input type="radio"/> 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。 |
| <input type="radio"/> 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導に努める。 |
| <input type="radio"/> 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。 |
| <input type="radio"/> 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 |
| <input type="radio"/> 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |

3 活動体制の確立

消防本部班及び消防班は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常召集を発令し、消防体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常召集し、適切な警備体制を確立する。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は第3章第5節第2 「広域応援派遣要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保	●			救護班 、災害医療コーディネーター、 医療救護チーム
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

大規模事故が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市は地域災害医療センターである大牟田市立総合病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

救護班は、県及び柳川山門医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

※ 資料編 2-15 歯科医院一覧表

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

救護班は、必要に応じ医療救護チームの出動を要請する。

■医療救護チームの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、柳川山門医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

救護班は、多数の傷病者が発生した場合は、柳川山門医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

第2 医療救護所の設置

1 応急救護所

救護班は、発災地に、応急救護所を設置する。

応急救護所では、医療救護チームが負傷者の応急処置及びトリアージを行う。

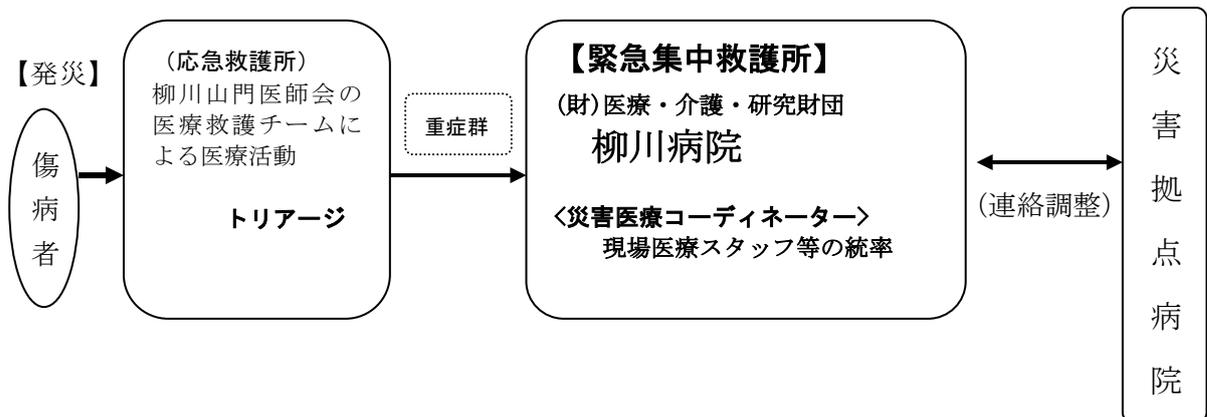
2 緊急集中救護所

「柳川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時、応急救護所の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うため財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院を「緊急集中救護所」とする。

なお、医療スタッフ等の統率及び各関係機関等と連絡調整を図るため、同救護所に災害医療コーディネーターを配備する。

※ 別途様式 5-4 医療救護所開設状況報告

医療救護活動における連携



第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

- ※ 別途様式 5-5 救護班診療記録簿
- ※ 別途様式 5-6 救護班医薬品衛生材料使用簿
- ※ 別途様式 5-7 病院・診療所医療実施状況
- ※ 別途様式 5-8 救護班の編成及び活動記録
- ※ 別途様式 5-9 助産台帳

■ 応急救護所での救護活動

- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

■ 医療機関（財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院を除く）の活動内容

- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣

■ 緊急集中救護所（財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院）の活動内容

- 重傷患者の処置及び治療
- 災害医療コーディネーターの配備
- 各関係機関との連絡調整

第4 後方医療機関の確保

1 後方医療機関の確保

救護班は災害医療コーディネーター及び医療救護チームと連携して、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる災害時救急病院を確保する。

市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市外の災害拠点病院又は近隣の災害拠点病院に収容する。

■ 災害拠点病院

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神		敷地内外	区分	病院からの距離
災害拠点病院	大牟田市立病院	400		0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
近隣災害拠点病院	久留米大学病院	1,263		0942-35-3311	敷地内	非公共用	—
	聖マリア病院	1,388		0942-35-3322	敷地外	非公共用	2.5km

第5 医薬品、医療資機材等の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

救護班は、原則として次のとおり医薬品、医療資機材を確保する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する

2 血液製剤等の確保

救護班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

南筑後保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

救護班は、この活動に協力する。

1 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

保健福祉環境事務所は、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

救護班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

保健福祉環境事務所は、救護班の協力を得ながら巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

救護班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7 心のケア対策

救護班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や避難行動要支援者の心的外傷への対策を行う。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第9節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			<u>建設班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第2 道路及び海上交通の確保	●			<u>建設班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			<u>総務班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第4 緊急通行車両の確認申請	●			<u>総務班</u>
第5 緊急輸送	●			<u>市民班</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第6 物資集配拠点の設置		●		<u>市民班</u>
第7 臨時ヘリポートの設置	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u> 、 <u>文教班</u>

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

建設班及び産業経済班は、警察署、三池海上保安部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路予定路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 別途様式 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

3 海上交通の規制

三池海上保安部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

産業経済班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、三池海上保安部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 緊急輸送路の確保

建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高規格道路；有明海沿岸道路 ○ 一般国道；208号、385号、443号 ○ 一般県道；枝光今古賀線、橋本辻町線、柳川城島線
緊急輸送道路（2次）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道；443号三橋瀬高バイパス ○ 主要地方道；久留米柳川線、大和城島線 ○ 一般県道；高田柳川線

3 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

4 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、三池海上保安部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

総務班は、緊急輸送のための車両、燃料を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

※ 資料編 2-17 市有車両一覧表

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力をえて総合的に調整し、配車する。
 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 船舶の確保

産業経済班は、海上輸送による緊急輸送が必要な場合は、漁協に協力を要請し、渡船を確保する。

3 県への要請依頼

総務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

- ※ 別途様式 6-1 緊急通行車両事前届出書
- ※ 別途様式 6-3 緊急通行車両通行標章
- ※ 別途様式 6-4 緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

市民班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

総務班及び消防本部班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

※ 別途様式 6-5 輸送記録簿

※ 別途様式 6-6 輸送車両修繕簿

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

市民班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

第7 臨時ヘリポートの設置

総務班及び消防本部班は、文教班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。この場合に、ヘリポートの標示として、石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。また、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

第10節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 避難の勧告・指示(緊急)	●			<u>総務班</u> 、消防本部班、消防班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、関係各班
第3 避難誘導	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>文教班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>大和・三橋班</u>
第4 避難所の開設	●			<u>総務班</u> 、文教班、避難所派遣職員
第5 避難所の運営		●		<u>総務班</u> 、文教班、市民班、大和・三橋班、避難所派遣職員
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			<u>産業経済班</u>

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示(緊急)、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の勧告・指示(緊急)

1 避難準備・高齢者等避難開始

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達を行う。

2 避難の勧告・指示(緊急)権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行う。また、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示(緊急)」を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の勧告・指示(緊急)に関する事務を行う。

■避難の勧告・指示(緊急)の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示(緊急)を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の委任市職員	災害全般	勧告	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
			指示(緊急)	○ 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるとき	
市長	知事	災害全般	勧告 指示(緊急)	○ 上記の場合において、市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第5項
	警察官 海上保安官	災害全般	指示(緊急)	○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上 第61条第1項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示(緊急)を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法 第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○ 海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安法 第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示 (緊急)	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	洪水・高潮	指示 (緊急)	○ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 避難勧告・指示（緊急）等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難勧告等の区分

	発令時の状況	市民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	○ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

4 避難勧告・指示（緊急）等の基準

市長が行う避難の勧告・指示（緊急）等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

■避難勧告・指示（緊急）等をする場合のめやす

<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき ○ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき ○ 河川の警戒水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき ○ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき ○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき ○ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき ○ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ○ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

5 避難の勧告・指示(緊急)の伝達

総務班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の勧告・指示を市防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の勧告・指示(緊急)の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、緊急速報メール、 広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難の勧告・指示(緊急)の理由 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 注意事項(戸締まり、携行品)等 <input type="checkbox"/> 避難経路	

6 県・関係機関への報告、要請

総務班は、避難の勧告・指示(緊急)等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報 告	県知事(防災危機管理局)
協 力 要 請	消防本部、警察署等
避 難 所 開 設 要 請	避難所担当班、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示(緊急)を解除する。総務班は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留(災害対策基本法第116条第2項)、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(水防法第53条)に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	同上 第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄り避難所等まで行う。

なお、避難は原則として徒歩とする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 消防本部班、消防班、市民班、救護班、支部、警察官等 ※在宅の避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設、保育施設、 福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員、救護班、文教班等
事 業 所 等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとし、次を目安とする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難行動要支援者の誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、救護班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。総務班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

開設する避難所は、原則的に本部長が選定する。

避難所の開設は、避難所派遣職員が施設管理者等の協力をえて実施する。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。

なお、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

2 緊急避難場所の使用

水害等の時に、市民が緊急に自主避難する民間の建物施設を使用するために、耐震性のある高いビル等を緊急避難場所として指定し、使用することについて協定を締結する。

指定した民間施設については、入口に「一時避難施設」の標識を掲示する。

※ 資料編 2-15 緊急避難場所一覧表

3 避難所の追加指定

総務班は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の避難所では収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所開設を要請する。

さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

- (1) 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 管轄警察署等との連携
- (3) 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成（避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても、把握する。）
- (5) 避難行動要支援者に対する配慮

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

4 自主避難への対応

市が開設する避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、自治会等で開設する自治公民館等を使用する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

5 避難者の受け入れ

避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。その後、避難行動要支援者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受け入れる。

この場合、避難行動要支援者の中に、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護班に報告し、救護班は福祉避難所又は病院等へ移送する。

■ 避難者の受け入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

6 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

※ 別途様式 4-1 避難者カード

7 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、総務班に報告を行う。

総務班は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

第5 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が施設管理者等の協力を得て担当する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、総務班に報告する。

※ 別途様式 4-2 避難者名簿

3 市、施設管理者の措置

市は、避難所開設時には、あらかじめ定める避難所派遣職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

■統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線携帯受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定
 - 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - 避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護班に報告し、救護班は福祉避難所又は病院等へ移送する。）
 - 避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - 館内放送、情報等の掲示等
 - 供給物資等の受領、保管
 - 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、原則として次の避難所運營業務に協力する。
なお、この期間は7日以内を原則とし、避難所派遣職員にその運営を引き継ぐ。

■教職員による運営協力（例）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 施設等開放区域の明示 | <input type="checkbox"/> ボランティアの受入れ |
| <input type="checkbox"/> 避難者誘導・避難者名簿の作成 | <input type="checkbox"/> 炊き出しへの協力 |
| <input type="checkbox"/> 情報連絡活動 | <input type="checkbox"/> 避難所自治組織づくりの協力 |
| <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 | <input type="checkbox"/> 重傷者への対応 |

5 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

■協力要請事項

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 市からの避難者への指示、伝達事項の周知 | <input type="checkbox"/> 防疫活動等への協力 |
| <input type="checkbox"/> 物資の配布活動等の補助 | <input type="checkbox"/> 施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ | |

6 避難所の自主運営体制の確立

区長、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等に協力して、避難所自治組織を設立するとともに、避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートする。

■区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 運営方針、生活ルールの決定 | <input type="checkbox"/> 避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| <input type="checkbox"/> 食料、物資の配布、炊き出し協力 | <input type="checkbox"/> ごみの管理、施設・トイレの清掃等 |
| <input type="checkbox"/> 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等） | <input type="checkbox"/> 秩序の保持 |

7 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を市民班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

8 避難所等の警備

避難所派遣職員等は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

総務班は、自主防災組織、防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

9 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

- ※ 別途様式 4-3 避難所運営記録
- ※ 別途様式 4-4 物品の受払簿（避難所用）
- ※ 別途様式 4-5 避難所設置及び収容状況

10 広報

総務班は、所管する避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。

また、必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣するなど、避難行動要支援者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■避難所における広報の方法

- 災害広報紙の掲示、配布等
- 避難所運営組織による口頭伝達

11 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- グループ分け
- 情報提供体制の整備
- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）の確立
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専門の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。
- ボランティア等支援スタッフの確保
- 避難所のパトロール等
- 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- 福祉避難所（避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなどの整備をした避難所）の開設の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- | |
|----------------------------------|
| ○ 自主運営体制の整備 |
| ○ 暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策 |
| ○ 避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営 |

3 保健・衛生対策

プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、避難場所における愛護動物のためのスペースを確保する。

- | |
|------------------------------|
| ○ 救護所の設置 |
| ○ 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施 |
| ○ 仮設トイレの確保 |
| ○ 入浴、洗濯対策 |
| ○ 食品衛生対策 |
| ○ 心の健康相談の実施 |

第6 旅行者、滞在者の安全確保

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、産業経済班は交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第11節 避難行動要支援者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 救護班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

避難行動要支援者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者（児）、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

救護班は、避難準備・高齢者等避難開始発表時の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、災害時避難支援者等に要請し、各避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

また、救護班に避難行動要支援者支援班及び避難行動要支援者避難支援窓口を設置し、避難情報の収集、避難支援の要請等に対応する。

避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

■安全確保の方法

- 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

2 安否確認

救護班は、避難行動要支援者支援班（避難行動要支援者避難支援窓口）において、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、災害時避難支援者等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿（避難行動要支援者台帳、防災カード等）を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 災害時避難支援者からの報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は市が名簿により直接確認する
- 障害者（世帯）、高齢者のみの世帯等に対し、市が名簿により直接確認する

※ 資料編 4-5 柳川市緊急通報システム事業実施要綱

第2 避難所での応急支援

救護班は、避難所派遣職員等を通じて、避難所の避難行動要支援者への支援ニーズを把握する。福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を開始し、次のような支援を行う。

■避難所の避難行動要支援者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達
避難行動要支援者支援窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難状況、安否情報の確認 ○ 避難所運営においての要請受付

第3 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

救護班は、避難行動要支援者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保する。または、協定を結んでいる医療介護福祉避難所のほか市内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れ要請

2 福祉避難所等への移送

救護班は、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに避難所や在宅で介護等が困難な避難行動要支援者を移送する。この際、避難行動要支援者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第4 避難行動要支援者への各種支援

救護班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の避難行動要支援者に対し、次のような支援を行う。

■在宅等の避難行動要支援者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第5 福祉仮設住宅の供給

建設班は、救護班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、避難行動要支援者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 避難行動要支援者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 避難行動要支援者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅での支援

救護班は、南筑後保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第7 外国人への情報伝達等

市は、県と協力し、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

1 外国人への情報提供

総務班は、FM放送局と連携し、多言語による緊急情報（避難勧告等）の提供を行う。

2 外国人の支援

市民班、国際交流協会は、県、警察署、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する(財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

第12節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			水道班
第2 食糧の確保、供給	●			総務班 、市民班
第3 炊き出しの実施		●		市民班 、 文教班
第4 生活物資の確保、供給	●			総務班 、市民班
第5 救援物資の受入れ等		●		総務班 、市民班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		市民班

第1 飲料水の確保、供給

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、「災害対策実施計画（柳川市水道課）」に基づき、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

1 水源の確保

災害により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次の施設により応急給水のための水源を確保する。

※ 資料編 2-8 給水基地一覧表

■確保する水源

配水場、水源地

民間の井戸

2 給水需要の調査

災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

断水地区の範囲

避難所及び避難者数

断水地区の人口、世帯数

給水所の設置場所

3 給水活動の準備

給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 資機材の準備 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法 ○ 水質検査等	
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき	3ℓ (飲料水)
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14ℓ (飲料水+雑用水) ※雑用水；洗面、食器洗い
	○ 伝染病予防法に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)
	○ 上記の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)
資機材などの確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。	
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、福岡県南広域水道企業団、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。	

4 給水活動

原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

※ 資料編 2-7 給水車及び給水タンク保有状況一覧表

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

5 広報

被災の状況等必要に応じ、総務班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

第2 食糧の確保、供給

1 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

なお、災害救助法による食糧の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示（緊急）等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が可能とならなかった者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

2 需要の把握

総務班は、食糧の需要について、市民班からの情報を通じて把握する。

■需要の把握

対 象 者	担 当
○ 避難所	総務班
○ 住宅残留者	総務班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	総務班

3 食糧の調達

(1) 業者からの調達

総務班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、食料品業者などから調達する。

なお、災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けることなどについて、関係団体（農業協同組合等）、企業等（卸センター、食料品取扱店等）と協議し、協定締結を促進する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

■供給品目

- 主食 ; 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副食 ; 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他 ; 高齢者や乳幼児等避難行動要支援者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀の供給を県に要請する。米穀の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡地域センター又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」による。

■国の米穀等の調達要請

- 県から九州農政局福岡地域センターを通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
- 県から農林水産省生産局に対し政府所有米穀の引渡を要請

4 食糧の輸送

(1) 食糧の輸送

総務班は、原則として調達業者に供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

なお、調達先は極力一括要請とする。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務班が輸送業者に要請して輸送する。市職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

(2) 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 食糧の保管

調達した食糧の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

- ※ 別途様式 7-1 物品の受払簿（物資集配拠点用）
- ※ 別途様式 7-2 食糧給与簿
- ※ 別途様式 7-3 炊き出し受給者名簿
- ※ 別途様式 7-4 食料品現金給与簿
- ※ 別途様式 7-5 炊出し用物品借用簿

第3 炊き出しの実施

1 炊き出しの実施

市民班及び文教班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、学校給食センター、防災センター、公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示（緊急）等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

※生活必需品等の供給は、避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。

※市民においては以下のように対応する。

- ア 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
- イ 市民相互で助け合う。

■供給品目

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着、大人用紙おむつ等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、乾電池等）
- 生理用品
- 衣料品
- その他

2 需要の把握

総務班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、市民班からの情報を通じて把握する。

事態がある程度落ち着いてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

※ 別途様式 7-6 物資購入（配分）計画票

3 生活必需品の調達

総務班は、販売業者に生活必需品を発注する。また、業者だけでは不足するときは、県、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

なお、業者等と協定を結んでいる場合には、日頃から協定業者等と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障のないようにする。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

総務班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務班が市有車両を利用し、又は輸送業者に要請して輸送する。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

総務班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入場所は、あらかじめ指定する物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

■供給対象者への確認事項

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 品目、数量 | <input type="radio"/> 輸送ルート |
| <input type="radio"/> 輸送手段 | <input type="radio"/> 到着予定日時 |

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

第6 物資の受入れ、仕分け等

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

市民班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達又は救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

- ※ 別途様式 7-7 物資配給簿
- ※ 別途様式 7-8 物資受入簿
- ※ 別途様式 7-9 物資給与及び受領簿

2 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第13節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 応急仮設住宅の建設等			●	建設班
第2 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班 、総務班、救護班
第3 空屋住宅への対応			●	建設班
第4 被災住宅の応急修理			●	建設班

第1 応急仮設住宅の建設等

県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は市長が行う。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

1 需要の把握

建設班は、総務班、救護班と連携し、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。
また、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、確保する。

3 応急仮設住宅の建設

建設班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として市の工事指名登録業者の中から指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮する。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の運営管理

建設班は、応急仮設住宅の運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、避難行動要支援者や女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建設班は、総務班、救護班と連携し、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

県が建設した応急仮設住宅の場合においても同様とする。

なお、この場合、以下の点にも留意する。

- ア 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。
- イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

- ※ 別途様式 8-1 応急仮設住宅入居申請書
- ※ 別途様式 8-2 応急仮設住宅入居者申請者名簿
- ※ 別途様式 8-3 応急仮設住宅入居者選定調査書
- ※ 別途様式 8-4 決定通知書
- ※ 別途様式 8-5 応急仮設住宅入居者台帳
- ※ 別途様式 8-6 誓約書

第3 空家住宅への対応

建設班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等へ市営住宅等の空家情報を提供し、相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

第4 被災住宅の応急修理

建設班は、災害救助法が適用されない場合で、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。

■県への斡旋依頼時の連絡事項

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 被害戸数（半焼・半壊） | <input type="radio"/> 派遣を必要とする建築業者数 |
| <input type="radio"/> 修理を必要とする戸数 | <input type="radio"/> 連絡責任者 |
| <input type="radio"/> 調達を必要とする資機材の品目及び数量 | <input type="radio"/> その他参考となる事項 |

- ※ 別途様式 8-7 住宅応急修理申請書
- ※ 別途様式 8-8 住宅応急修理申請書名簿
- ※ 別途様式 8-9 住宅応急修理対象者選定調書
- ※ 別途様式 8-10 決定通知書
- ※ 別途様式 8-11 住宅応急修理記録簿

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置する。

第14節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 食品の衛生対策		●		衛生班
第2 防疫活動		●		衛生班 、 救護班 、 産業経済班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			衛生班
第4 し尿の処理	●			衛生班
第5 清掃		●		衛生班
第6 障害物の除去	●			建設班 、 産業経済班
第7 動物の保護、収容		●		産業経済班 、 衛生班

第1 食品の衛生対策

衛生班は、南筑後保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第2 防疫活動

1 疫学調査・健康診断

南筑後保健福祉環境事務所は、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防を講じるため、疫学調査を実施する。

救護班は、これに協力する。

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

衛生班及び救護班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■災害防疫活動

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 感染症予防対策に関する広報活動の強化 | <input type="checkbox"/> 生活用水の使用制限及び供給等 |
| <input type="checkbox"/> 消毒の施行 | <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| <input type="checkbox"/> そ族、昆虫等の駆除 | <input type="checkbox"/> 臨時予防接種の実施 |

(1)防疫チームの編成

防疫活動を行うために防疫チームを編成する。不足するときは、保健福祉環境事務所に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担 当	1チームの構成人員
衛生班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

3 避難所における衛生管理

衛生班及び救護班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> トイレの清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等の励行 |
| <input type="checkbox"/> 避難所居住スペースの清掃 | <input type="checkbox"/> 食品の衛生管理 |
| <input type="checkbox"/> ごみ置き場の清掃・消毒 | |

4 家畜防疫

産業経済班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県の行う防疫活動へ協力する。

第3 有害物資の漏洩等防止

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

衛生班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第4 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

衛生班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

衛生班は、大川柳川衛生組合と連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、し尿処理施設「筑水苑」において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

市で、対応できない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

※ 資料編 2-23 し尿処理施設一覧表

■留意点

- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障害者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量の算出基準 $\text{要総処理量 (キロリットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \times \text{戸数} \times 75 \text{リットル}$

第5 清 掃

災害により大量の廃棄物やごみが発生した場合に、衛生班は「柳川市災害廃棄物処理等基本計画」に基づき、迅速かつ適正な処理を行う。

1 ごみの処理

衛生班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

※ 資料編 2-22 ゴミ焼却施設一覧表

■留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ごみ収集処理方針の周知
 - ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯および避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

2 がれきの処理

(1) がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、衛生班が収集・処理を行う。

(2) 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

(3) 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、処理を委託する。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に災害廃棄物処理等実施計画で定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

■がれき処理の広報活動

- がれきの収集処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

2 除去の方法

市は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。
 なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。
 除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

3 除去の実施

市は、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
 道路、河川、港湾等の管理者は、道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれが行う。
 市は、市管理外の道路、河川、港湾等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。
 市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

■障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	建設班、施設管理者
道路にある障害物	建設班、施設管理者
河川、水路、漁港・港湾等にある障害物	産業経済班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

※ 別途様式 9-1 障害物除去の状況記録簿

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

産業経済班及び衛生班は、南筑後保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2 愛護動物の救護への対応

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。

衛生班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これらの愛護動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を行う。

(1) 被災地における愛護動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出した愛護動物を保護する。

(略)

(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

■県の愛護動物支援

- 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援
- 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 他県、他市町村への連絡調整及び応援要請

第15節 遺体の処理・埋葬

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 遺体の捜索	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班
第2 遺体の処理、検案	●			救護班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			救護班
第4 遺体の埋葬		●		救護班 、 市民班 、 大和・三橋班

第1 遺体の捜索

1 遺体の捜索

消防本部班は、救出作業あるいは捜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

なお、災害救助法による遺体の捜索の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

(1) 陸上における捜索

警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 海上における捜索

第七管区海上保安本部及び警察等の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

※ 別途様式 10-1 死体捜索状況記録簿

※ 別途様式 10-2 死体捜索用機械器具修繕簿

3 遺体の見分場所、安置場所の確保

救護班は、遺体の見分場所、安置場所については、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。

2 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。救護班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

なお、災害救助法による遺体の処理の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 別途様式 10-3 死体処理台帳

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存(識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。)
- 検案(遺体の死因その他医学的検査)

第3 納棺用品等の確保と遺体の收容、安置

1 納棺用品等の確保

救護班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

救護班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3 遺体の收容、安置

救護班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

市民班、支部（大和班、三橋班）は、市庁舎窓口で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

救護班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

なお、災害救助法による遺体の埋葬の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-21 近隣火葬場一覧表

※ 別途様式 10-4 埋葬台帳

■埋葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第16節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			文教班
第2 応急教育			●	文教班
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			救護班
第4 応急保育			●	救護班
第5 文化財対策		●		文教班 、施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- 事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部班、消防班等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

文教班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、文教班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

文教班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、総務班から避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に協力する。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。 ○ 必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

4 学用品の調達及び給与

文教班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を調達し、支給する。
 なお、災害救助法による学用品の給与の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

文教班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■ 学校給食の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害があってもできる限り継続実施するように努める。 ○ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。 ○ 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。 ○ 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部班、消防班等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所児童を保育所にて保護する。

3 安否の確認

救護班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

救護班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財対策

文教班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第17節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 上水道施設	●			水道班
第2 下水道施設	●			建設班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			西日本ガス
第5 通信施設	●			西日本電信電話 、 NTT ドコモ 、 KDDI
第6 道路施設	●			建設班 、関係機関
第7 河川、水路	●			建設班 、 産業経済班 、関係機関
第8 漁港・港湾・海岸	●			産業経済班 、 建設班 、関係機関
第9 鉄道施設	●			西日本鉄道
第10 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、「災害対策実施計画（柳川市水道課）」に基づき、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力をえて、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

建設班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

西日本ガス株式会社は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、応急対策を行う。

※ 資料編 2-19 一般ガス事業者一覧表

1 緊急対策

社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置

2 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- | | |
|------------|--------|
| ○ 復旧計画の策定 | ○ 災害広報 |
| ○ 復旧要員の確保 | ○ 救援要請 |
| ○ 代替熱源等の提供 | |

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社及びNTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し（NTTドコモ）
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。

通行が危険な路線・区間は、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川、水路

河川管理者等は、河川施設等の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 漁港・港湾・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

※ 資料編 2-18 漁港一覧表

第9 鉄道施設

鉄道事業者（西日本鉄道株式会社）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。

2 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

3 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

4 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

■ 応急措置（案内広報など）

- 本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。
- 報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。
- 各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

■ 応急復旧体制

- 復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を行う。
- 広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。

第10 その他の公共施設

市庁舎、公民館、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第18節 災害警備

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 防犯活動への協力			●	総務班、消防本部班、消防班、関係機関

第1 防犯活動への協力

震災や風水害など自然災害への対応のほか、犯罪や交通事故、放火といった事象への対応として、警察機関、消防組織等が連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

自主防災組織、消防本部班、消防班は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止及び火災予防のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

総務班は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。
関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制	68
第1 職員の動員配備.....	68
第2 警戒活動.....	70
第3 災害警戒本部の設置.....	70
第4 災害対策本部の設置.....	71
第5 災害対策本部の運営.....	73
第2節 気象情報等の収集伝達	80
第1 通信体制の確保.....	80
第2 気象情報、河川情報等の監視.....	82
第3 気象情報の収集伝達.....	83
第4 洪水予報の収集伝達.....	85
第5 水防警報の収集伝達.....	87
第6 異常現象発見時における措置.....	91
第3節 被害情報等の収集伝達	92
第1 警戒活動.....	92
第2 初期情報の収集.....	95
第3 被害調査.....	96
第4 災害情報のとりまとめ.....	98
第5 県、関係機関への報告、通知.....	98
第6 国への報告.....	100
第4節 災害広報・広聴活動	101
第1 災害広報.....	101
第2 報道機関への協力要請及び報道対応.....	102
第3 広聴活動.....	103
第5節 応援要請	104
第1 自衛隊派遣要請依頼等.....	104
第2 広域応援派遣要請.....	106
第3 要員の確保.....	109
第4 ボランティアの受入・支援.....	111
第5 海外からの支援の受入れ.....	113
第6節 災害救助法の適用	114
第1 災害救助法の適用申請.....	114
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告.....	115
第7節 救助・救急・消防活動	116
第1 行方不明者の搜索.....	116
第2 救助活動の実施.....	116
第3 救急活動の実施.....	117
第4 消防活動の実施.....	118
第8節 医療救護活動	120
第1 医療救護チームの編成.....	120
第2 医療救護所の設置.....	121
第3 医療救護活動.....	122
第4 後方医療機関の確保.....	122
第5 医薬品、医療資機材等の確保.....	123
第6 被災者の健康と衛生状態の管理.....	123
第7 心のケア対策.....	124
第9節 交通・輸送対策	125
第1 交通情報の収集、道路規制.....	125

第2	道路及び海上交通の確保	127
第3	車両等、燃料の確保、配車	127
第4	緊急通行車両の確認申請	128
第5	緊急輸送	129
第6	物資集配拠点の設置	129
第7	臨時ヘリポートの設置	129
第10節	避難対策	130
第1	避難の勧告・指示(緊急)	130
第2	警戒区域の設定	133
第3	避難誘導	135
第4	避難所の開設	136
第5	避難所の運営	137
第6	旅行者、滞在者の安全確保	140
第11節	避難行動要支援者対策	141
第1	安全確保、安否確認	141
第2	避難所での応急支援	142
第3	福祉避難所等の確保、移送	142
第4	避難行動要支援者への各種支援	143
第5	福祉仮設住宅の供給	143
第6	福祉仮設住宅での支援	143
第7	外国人への情報伝達等	144
第12節	生活救援活動	145
第1	飲料水の確保、供給	145
第2	食糧の確保、供給	147
第3	炊き出しの実施	148
第4	生活物資の確保、供給	149
第5	救援物資の受入れ等	150
第6	物資の受入れ、仕分け等	150
第13節	住宅対策	151
第1	応急仮設住宅の建設等	151
第2	応急仮設住宅の入居者選定	152
第3	空家住宅への対応	152
第4	被災住宅の応急修理	153
第14節	防疫・清掃活動	154
第1	食品の衛生対策	154
第2	防疫活動	154
第3	有害物資の漏洩等防止	155
第4	し尿の処理	155
第5	清掃	156
第6	障害物の除去	157
第7	動物の保護、収容	159
第15節	遺体の処理・埋葬	160
第1	遺体の捜索	160
第2	遺体の処理、検案	161
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	161
第4	遺体の埋葬	162
第16節	文教対策	163
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	163
第2	応急教育	164

第3	保育所児童の安全確保、安否確認.....	165
第4	応急保育	166
第5	文化財対策	166
第17節	公共施設等の応急対策.....	167
第1	上水道施設	167
第2	下水道施設	168
第3	電気施設	168
第4	ガス施設	169
第5	通信施設	169
第6	道路施設	170
第7	河川、水路	170
第8	漁港・港湾・海岸.....	171
第9	鉄道施設	171
第10	その他の公共施設.....	172
第18節	災害警備	173
第1	防犯活動への協力.....	173